東京地方裁判所判事　平木　正洋
最高裁判所事務総局刑事局長を免ずる
最高裁判所図書館長の兼務を免ずる
前橋地方裁判所判事に補する
前橋地方裁判所長を命ずる
簡易裁判所判事　平木　正洋
前橋簡易裁判所判事に補する
前橋簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
東京地方裁判所判事　安東　章
最高裁判所事務総局情報政策課長を免じ最高裁判所事務総局刑事局長を命ずる
兼ねて最高裁判所図書館長を命ずる
東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事　佐伯　恒治
最高裁判所事務総局情報政策課長を命ずる（以上一月五日）
仙台地方裁判所判事・仙台簡易裁判所判事　大善　文男
仙台簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者の指名を解く
簡易裁判所判事　山田　和則
盛岡簡易裁判所判事に補する
盛岡簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
仙台簡易裁判所判事　中鉢　功
仙台簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
盛岡簡易裁判所判事　今野　裕
仙台簡易裁判所判事に補する（以上一月六日）
高等裁判所長官　林　道晴
東京高等裁判所長官に補する
東京高等裁判所判事　尾島　明
部の事務を総括する者の指名を解く
最高裁判所判事調査官に充てる
最高裁判所首席調査官を命ずる
名古屋家庭裁判所判事・名古屋簡易裁判所判事　萩原　秀紀
東京高等裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
東京簡易裁判所判事に補する
名古屋家庭裁判所判事に補する
名古屋家庭裁判所長を命ずる
広島家庭裁判所判事　鹿野　伸二
広島家庭裁判所判事に補する
広島家庭裁判所長を命ずる
広島簡易裁判所判事に補する
東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事　吉村　典晃
横浜地方裁判所判事に補する
横浜地方裁判所川崎支部勤務を命ずる
横浜地方裁判所川崎支部長を命ずる
兼ねて横浜家庭裁判所判事に補する
横浜家庭裁判所川崎支部長を命ずる
川崎簡易裁判所判事に補する
川崎簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
横浜地方裁判所判事兼横浜家庭裁判所判事・川崎簡易裁判所判事　清水　響
横浜地方裁判所判事に補する
横浜地方裁判所川崎支部勤務を命ずる
横浜地方裁判所川崎支部長を命ずる
兼ねて横浜家庭裁判所判事に補する
横浜家庭裁判所川崎支部長を命ずる
川崎簡易裁判所判事に補する
川崎簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
東京地方裁判所立川支部主任書記官　深沢　知央
最高裁判所判事深山卓也付秘書官を命ずる
最高裁判所判事秘書官　吉田　波佳
最高裁判所判事宮崎裕子付秘書官を命ずる（以上一月九日）

○定年退官

簡易裁判所判事中川純一は一月五日限り定年退官
簡易裁判所判事徳重正子は一月七日限り定年退官
最高裁判所長官寺田逸郎は一月八日限り定年退官
簡易裁判所判事小林克美は一月八日限り定年退官

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、一月十三日午後五時五十一分御出門、企画展「キンダーブックの九十年―童画と童謡でたどる子どもたちの世界―」を御覧のため、印刷博物館（文京区）へ行幸啓、同六時五十五分還幸啓になった。

官庁報告

官庁事項

アマチュア局の保証実施者の事務所の所在地等の変更について

アマチュア局の保証実施者であるＴＳＳ株式会社から、保証の業務を行う事務所の所在地及び電話番号を変更した旨の通知があったので、次のように公示する。

平成三十年一月十七日

総務大臣　野田　聖子

一　保証の業務を行う事務所の所在地及び電話番号

東京都千代田区神田神保町三丁目一一番一号
（〇三）六二六一―三六八六

二　変更年月日

平成二十九年十一月十五日

北陸地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成30年1月17日

北陸地方整備局長　小俣　篤

道路の種類	路線名	区間
一般国道	157号	金沢市野町1丁目44番地先から同市野町3丁目185番2までの上下線

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成30年1月17日

北陸地方整備局長　小俣　篤

道路の種類	路線名	区間
一般国道	159号	金沢市尾張町1丁目58番地先から同市尾張町1丁目335番までの上下線

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成30年1月17日

北陸地方整備局長　小俣　篤

道路の種類	路線名	区間
一般国道	17号	魚沼市井口新田字佐梨川端981番4から同市井口新田字樋下546番1までの上下線

公告

諸事項

押収物還付公告

下記の押収物は還付不能につき、刑事訴訟法第499条第2項の規定により公告する。受還付人は、同条第3項所定の期間内に還付の請求をされたい。

記

千葉地方検察庁検察官

平成28年領第2508号）　1. ショルダーバッグ2個。2. ネックレス44本。3. 鍵56本。4. ビデオカメラ2台。5. プローチ8個。6. ポーチ2個。7. 財布2個。8. 手帳1冊。9. 紙片2枚。10. おしぼり1袋。11. ブラジル連邦共和国7レアル。12. 文鎮1個。13. ブラジャー159枚。14. パンティー462枚。15. 手袋半双2枚。16. 手袋2双。17. ハンカチ2枚。18. 靴下4足。19. 雑誌9冊。20. 手提げバッグ5個。21. タオル1枚。22. 指輪51個。23. 避妊具2袋。24. 化粧品1本。25. ズボン1本。26. ケース2個。27. パソコン2台。28. ビニール袋34枚。29. 宝石ケース3個。30. ネクタイピン3個。31. 装飾品9個。32. チェーン5本。33. ペンダントトップ1個。34. ブレスレット8個。35. ピアス12個と2組。36. 小物入れ3個。37. 置物1個。38. 腕時計4個。39. キーホルダー3個。40. 金属片1個。41. ピンバッジ2個。42. ボタン1個。43. ライター1個。44. レシート3枚。45. 金属洗浄剤1個。46. パイプレーター2個。47. キャミソール2枚。48. ストッキング7足と半双。49. 布2枚。50. 替え芯1個。51. 手提げ袋1枚。52. ネックウォーマー1枚。53. 写真1枚。54. ポケットティッシュ1個。55. 洗濯ネット1枚。56. 巾着袋1枚。57. 布袋1枚。